「機構」という。）。次項、次条及び第六条から第九条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

一・二　［略］

イ　製品試験（法第三十条第三項の製品試験をいう。以下同じ。）又は電磁的記録試験（法第三十二条第四項の電磁的記録試験をいう。以下同じ。）（以下「製品試験等」という。）の事業の概要及び業務の実績

ロ　製品試験等の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

ハ　製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ニ　製品試験等の事業を行う施設の概要

ホ　製品試験等の事業を行う組織に関する事項

ヘ　製品試験等の事業の実施の方法に関する事項

ト　製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

チ　電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあっては、登録を受けようとする第一条の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類

2　［略］

（証明書の記載事項）

**第四条**　［略］

一　［略］

二　証明書を発行した者の氏名又は名称及び住所

三　製品試験等を依頼した者の氏名又は名称及び住所

四　製品試験等を行った鉱工業品又は電磁的記録の名称、識別、特徴及び状態

五　製品試験等により得られた結果及びその結果に付随する情報

六　製品試験等の方法及びそれに付随する情報並びに当該方法が定められている日本産業規格の番号

七　製品試験を行った鉱工業品が、受領から証明書の発行までの時間の経過に伴って形質に変化を起こし、製品試験により得られた結果に影響を与える蓋然性が高い場合にあっては、当該鉱工業品の受領年月日及び実施年月日

2　前項の証明書は、証明書の発行業務を執行する役員又は職員が作成し、当該役員又は職員が役職名を記載した上で記名押印又は署名をしなければならない。

（登録の更新の申請）

**第六条**　登録試験事業者は、法第五十九条第一項の登録の更新を受けようとするときは、現に受けている登録の有効期間が満了する日の五月前までに、様式第一による申請書に第二条第一項各号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる事項を除く。）を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、既に主務大臣に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

（事業承継の届出）

**第七条**　法第六十条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該者は、その譲り受けた登録証を返納しなければならない。

2　［略］

（事業廃止の届出）

**第八条**　法第六十一条の規定による届出をしようとする登録試験事業者は、様式第三による届出書を主務大臣に提出するとともに、その所持する登録証を返納しなければならない。

［新設］

という。）。次項、次条及び第六条から第九条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

一・二　［略］

イ　製品試験の事業の概要及び業務の実績

ロ　製品試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

ハ　製品試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ニ　製品試験の事業を行う施設の概要

ホ　製品試験の事業を行う組織に関する事項

ヘ　製品試験の事業の実施の方法に関する事項

ト　製品試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

［新設］

2　［略］

（証明書の記載事項）

**第四条**　［略］

一　［略］

二　証明書を発行した者の氏名又は名称及び住所並びに証明書の発行業務を執行する役員又は職員の役職名、氏名及び記名押印又は署名

三　製品試験を依頼した者の氏名又は名称及び住所

四　製品試験を行った鉱工業品の名称、識別、特徴及び状態

五　製品試験により得られた値及びその値に付随する情報

六　製品試験の方法及びそれに付随する情報並びに当該方法が定められている日本工業規格の番号

七　製品試験を行った鉱工業品が、受領から証明書の発行までの時間の経過に伴って形質に変化を起こし、製品試験により得られた値に影響を与える蓋然性が高い場合にあっては、当該鉱工業品の受領年月日及び実施年月日

［新設］

（登録の更新の申請）

**第六条**　登録試験事業者は、法第五十九条第一項の登録の更新を受けようとするときは、現に受けている登録の有効期間が満了する日の五月前までに、別記様式第一による申請書に第二条第一項各号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる事項を除く。）を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、既に主務大臣に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

（事業承継の届出）

**第七条**　法第六十条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該者は、その譲り受けた登録証を返納しなければならない。

2　［略］

（事業廃止の届出）

**第八条**　法第六十一条の規定による届出をしようとする登録試験事業者は、別記様式第三による届出書を主務大臣に提出するとともに、その所持する登録証を返納しなければならない。